

町村週報

(町村の購読料は会費
の中に含まれております)

2340号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町 1 丁目11番35号 : 電話03 3581 0486番 FAX03 3580 5955
発行人 渡辺 明 : 定価 1部40円・年間 1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697 <http://www.zck.or.jp>



謹 賀 新 年



もくじ

全国町村会 長年頭あいさつ	(2)
生活動向 地方分権の推進・町村財政基盤の強化などで緊急要望	(3)
活動動向 地震防災対策特別措置法の特例延長で要望	(4)
政治動向 行政改革大綱決まる	(8)
随情 カプセルNOW&NEW	(9)
情報 古稀の果実	(13)
報 政策リーダー	(14)
香川県仁尾町長 山地 宏	(15)

閑話休題

「いまの日本経済は回復基調にあるなどという言い方はちょっと日本海溝深度(一万メートル)の上を泳いでいる人にもう背が立つところに来ているから立つてごらん、と叫んでいるのにひとしい」「いまの日本はまだ大丈夫だというのは一九八六年、八七年のロシアでむこう百年は安泰だ、と叫んでいるのにひとしい」

これから新年を迎えようというのに、凶々(まがまが)しい表現をお伝えして恐縮だが、この二つの比喩は二人の金融エキスパート

宝船が沈没する夢

国債を発行し続けている

から発せられたものである。二人とも東大を出て日銀に入り、一人は国際局の幹部になったのち国会議員(自由民主党)になった人、もう一人は日銀を退職後ファンド・マネージャーとして活躍している人である。

理由はなにか。まず不良債券だが自己査定で八十二兆円。これはわが国の国内総生産(GDP)の一七%に当るが、昭和初期の恐慌時では不良債券はGDPの一・五%に過ぎない。アメリカの九〇年初頭の金融不

況のときでさえ、GDPの三%だった。この不良債券を抑えるため多量の金(過剰流動性の発生)インフレプレッシャーになっているが、一方、市場は供給過剰や安売りが原因のデフレプレッシャーが働いている。たいていの資本主義国が経験したことが、一般にはインフレとデフレの二つのプレッシャーを収縮しながらバランスをとってきたが、日本は国債を発行することによって二つのプレッシャーを拡大しながらバランスをとっている。

(評論家 草柳大蔵)

全国町村会長年頭あいさつ



新年おめでとございませう。

全国の町村長をはじめ皆様方

には、ご健勝にて記念すべき新世紀の幕明けを迎えられたことと心からお慶び申し上げます。

さて、前世紀最後となった昨年を顧みますと、不透明な世相を反映した様々な事件や自然災害など憂慮すべき事象も多々あり

ましたが、地方行政の分野では、地方分権一括法の施行をはじめ介護保険制度の実施、新過疎法の施行、食料・農業・農村基本計画の策定と直接支払制度の実施、IT基本法の制定、さらには新・林業基本法や水産基本法（仮称）制定のための基本的枠組みの決定など、新世紀に向けての対応としては評価できるものと考えております。

こうした中、昨年後半から市町村合併を巡る動きが活発化し、今後の大きな課題となっており、私どもは、分権時代を迎えるにあたって、行政体制の強化や効率性の観点から広域行政や合

併の必要性は十分に認識しており、合併に反対するものではありません。ただ、それぞれの町村には歴史的な経緯や地理的条件など種々の事情があり、市町村合併は将来にわたる地域のあり方や住民生活に大きな影響をおよぼす最重要事項でありますので、関係市町村の自主的な判断を尊重することが何より重要であり、強制的に行うべきではないとかねてから主張しているところであり、す。しかしながら、国は市町村合併の理念や目的を示すことなく一定の数値目標等を設定し、合併を推進しようとする動きがあります。このような

国土計画のあり方」が審議されておりますが、新たな基本目標を従来の国土の「開発」から、国土をより良い状態で次世代に継承する「国土管理」の考え方を重視するものへと転換することになっております。私ども町村は国土の七割強を管理し、食糧の安定供給をはじめ国土や自然環境の保全、水資源の涵養など国家的役割を果たしており、今後その役割はますます重要なものとなります。しかし、町村をとりまく現状は過疎化、高齢化の進行、担い手の減少などによりこれが維持管理に支障をきたし、憂慮すべき状況となりつつありますので、こうした現状についての

新世紀にふさわしい まちづくりを

全国町村会長 山本文男

今後の地方自治のあり方や国民生活に重大な影響を与える重要問題については、その趣旨や中長期ビジョン等を明らかにし、国民や地域関係者のコンセンサスを得ながら慎重に進めるべきものと考えます。国・都道府県関係者の適切な対応を期待するものであります。

新世紀を迎えて最大のテーマは、国民が真の豊かさや安らぎを実現できる社会を実現することであるとされており、そのためには国民共通のふるさとである農山漁村の健全な発展が不可欠であります。また、国土審議会においては、「21世紀の

世論を喚起し、国民の理解と協力を得ながら取り組んでいくことが肝要と考えます。

地域住民が安心して生きがいを実感できる豊かで活力ある地域社会を実現することは私ども町村長に課せられた責務であ

り、都市部と較べてまだまだ格差のある生活環境施設等の整備をはじめ、福祉の充実、地域産業の振興、情報通信の整備などに全力で取り組んでいかねばなりません。そのためには地方税財源の充実強化が重要な課題であります。厳しい財政状況の下ではありますが、都道府県町村会をはじめ関係各位との連携を更に深め、これらの諸課題に的確に対応してまいりたいと存じます。皆様方の協力とご鞭撻をお願い申し上げます。

おわりに、各位のますますのご発展とご健勝を祈念いたしまして年頭のご挨拶といたします。

総務大臣年頭所感



明けましておめでとございます。
新しい二十一世紀を迎えた記念すべき年の年頭に
当たり、一言ご挨拶申し上げます。

はじめに日頃から地方自治の
発展のために御尽力いただいで
おります町村長の皆様方に心か
ら敬意を表する次第であります。

この度の中央省庁再編によ
り、総務庁、郵政省及び自治省
の三省庁が統合されて新たに誕
生した我が総務省は、行政の基本的な制度の管理
運営、地方自治制度の管理運営、電気通信・放送
行政、郵政事業等を一体的に推進することを目的
としたものであり、極めて幅広い行政分野を所管
することとなりました。

私としては、新しい省の発足を契機に、
① 地方分権の一層の推進、国・地方公共団体
を通じた行政制度の整備、行政改革の推進
② 国・地方を通じた行政の情報化、官・民を
通じた情報化戦略の推進

③ ワンストップ・サービスなど地方公共団体
と郵便局の協力等の推進
などの諸課題に積極的に取り組むとともに、三省
庁統合のメリットを、十分に発揮してまいりたいと

新世紀を迎えて

総務大臣 片山虎之助

思っておりますので、よろしくお願いいたします。
さて、分権改革については、地方分権一括法の
施行により一つの節目を迎えたところでありま
す。地方分権の進展に伴い、住民に身近な総合的
な行政サービスを提供する市町村の役割がますます
重要なものとなってまいり、市町村合併は、
もはや避けて通れない問題であります。こうした
中、市町村合併については、市町村合併特例法の
改正や合併推進のための補助金の創設に加え、思
い切った特別交付税による支援等を内容とした
「市町村合併の推進に係る今後の取組」を決定す
るなど、幅広い行財政措置を講ずることとしてお
ります。

地方税に関しては、地方分権の進展に応じ、そ

制度改正を行うこととしました。地方公共団体の
発行するこの特例地方債の元利償還金は一〇〇％
交付税措置を講ずることとしています。

IT社会の急速な進展に対応して、地方公共団
体においても情報化施策等を推進していく必要が
あります。このため、「地域IT推進本部」を設
置し、行政におけるネットワーク化の推進、申請・
届出等手続のオンライン化の推進、住民基本台帳
ネットワークシステムの整備促進などの取組を積
極的に支援することとしており、昨年末には、地
域IT推進のためのアクションプランを策定した
ところです。さらに、広く住民の方々がIT基礎
技能の向上を図れるよう、地方公共団体によるIT
講習の開催を支援することとしております。

の充実強化が極めて重要であり、今後、経済の状
況や、将来の税制の抜本的改革の方向も見極めつ
つ、国と地方の税源配分の見直しなどによる、地方
税源の充実確保に向けて取り組んでまいります。
平成十三年度の地方財政は、通常収支において
約十兆円の財源不足が見込まれる極めて厳しい状
況にあります。これまでこのような財源不足は、
交付税特別会計における借入金によって補てんし
てきましたが、今回、これを見直し、国と地方の
責任関係をより明確にするとの観点に立って、財
源不足額のうち財源対策債等を除いた額を国と地
方で折半し、国負担分については、「一般会計から
の加算」により、地方負担分については、「個々の
団体が特例地方債を発行」して補てんするという

際消防救助隊の海外への派遣など国際協力にも大
きく寄与してきております。しかしながら、昨年
も、有珠山や三宅島などの火山噴火、伊豆諸島の
群発地震、東海地方を中心とする集中豪雨、鳥取
県西部地震が発生するなど、各地で住民の安全を
脅かす災害等が相次いで発生しております。国民
の安全を確保するため、災害に強い安全なまちづ
くりを推進するとともに、消防防災全般にわたる
施策の充実強化に全力を挙げて取り組んでまいり
ます。

最後に、皆さまの一層のご健勝と、本年が希望
に満ちた二十一世紀のスタートにふさわしい素晴
しい年となることを祈念して、私のご挨拶とさせ
ていただきます。

活 動

地方分権の推進
町村財政基盤の強化

などで緊急要望

全 国
町 村 会

予算編成に向けて本会役員が実行運動

全国町村会は、平成十三年度政府予算編成をひかえ十二月七日に政府予算対策本部を設置するとともに、同十四日に常任理事会を開催し、自治省の石井税務局長から「平成十三年度税制改正」について、同省の久保振興課長から「住民基本台帳ネットワークシステム」についてそれぞれ説明を聴取したあと、「地方分権の推進」、「町村財政基盤の強化」など十一項目の重点要望を採択し、会議終了後、役員が自由民主党及び関係省庁などへ実行運動を行った。

実行運動は、自由民主党、各省庁などに対し四つの班に分かれて実施。自由民主党へは、山本会長（福岡県添田町長）、佐々木（北海道えりも町長）、西田（石川県川北町長）、宇都宮（愛媛県宇和町長）の三副会長が十一項目の要望を行った。また、自治省へは河野（千葉県睦沢町長）、伊藤（新潟県黒川村長）、塚田（愛知県旭町長）の三常任理事と安井滋賀（静岡県蒲生町長）、藤本（岡山県和気町長）の両監事が、地方分権の推進、「町村財政基盤の強化」などを要請。さらに厚生省へは、菊池（青森県川内町長）、野中（京都府園部町長）、八木（香川県池田町長）、富永（熊本県菊陽町長）の四常任理事が、「介

護保険制度の円滑な実施」、「国民健康保険制度の充実強化」などを、農林水産省へは関根（岩手県稲穂町長）、江原（山口県日置町長）の両常任理事が「農業の振興と活力ある農山村の建設」などを要請した。十一項目の要望は次のとおり。

一、地方分権の推進

二十一世紀を目前に控え地方分権が実施の段階に移った今日、住民が誇りと展望を持った活力ある地域社会を構築することは、地方自治体にとって最も重要な課題である。よって国は、地方分権の一層の推進に向け、次の事項を実現されたい。

一、地方税・地方交付税等地方一般財源を確保するなど、必要な措置を的確に講じること。
二、今後、一層の事務・権限の移譲を推進すること。
三、権限移譲の「受け皿」整備の見地から市町村の合併を強制することのないよう十分留意すること。

なお、市町村合併の強制を意図した地方交付税算定の見直しは絶対に行わないこと。

二、町村財政基盤の強化

町村は、自主税源が乏しい中、地

方分権の進展を踏まえ、介護保険の実施など少子・高齢社会への対応をはじめ、低位にある生活環境施設の整備、厳しい条件下にある農林漁業の振興等、個性豊かな地域づくりの推進が求められている。

よって、国は、これら施策を町村が自主的、自立的に遂行できるように町村財政基盤を強化するため、次の事項を実現されたい。

一、地方税は、地方分権を本質的に担保する、地方自治の基礎を支えるものであり、地方の歳出規模と地方税収入の大幅な乖離を縮小するためにも、国と地方の役割分担を踏まえ、国から地方への税源移譲等により、町村税源の充実強化をはかること。
二、地方交付税は、税源の偏在による財政力格差を是正するとともに、地方公共団体に一定水準の行政を保障するうえで、極めて重要な機能を有するものであり、町村が安定した財政運営ができるよう、地方交付税所要額を確保すること。

三、財政投融资制度の改革後においても、地方債資金の調達に支障を生じないよう、良質な公的資金を安定的に確保すること。

三、ペイオフ凍結解除後における地方公共団体の公金預金の保護

ペイオフ凍結解除にあたっては、預金保険法の改正により、地方公共団体についても全額保護されることとなったが、歳計現金を除く預託金・基金等については平成十四年四月から、また、歳計現金についても平成十五年四月から凍結解除となり、〇〇〇万円超の部分について預金保険の保護措置がない状態となる。

殆どの地方公共団体では、地域経済対策としての地元金融機関の活用や、中小企業等への制度融資にかかわる預託等、安全確実という基準だけで預入先を選択することが困難な状況にある。

仮に、預入先の金融機関が破綻し、公金預金が喪失した場合、特に財政基盤が脆弱な町村にとっては直ちに財政破綻につながることもあり、町村としての行政執行に支障を生じ、住民生活に重大な影響を与えるだけでなく、住民の共有財産の喪失として多大な損失となる。

よって国は、金融機関の健全性の確保、情報開示の徹底等金融環境の整備を推進するとともに、ペイオフ凍結が解除される平成十四年四月以降について、引き続き公金預金の保護のための必要な措置を講じること。

四、安全で魅力ある地域づくりの推進

町村は、それぞれの地域がそれぞ

活 動



自民党古賀幹事長（中央）と左から渡辺事務総長・山本会長・佐々木副会長・宇都宮副会長

れの特性を活かした独自の魅力ある地域づくりの推進が求められている。また、各種災害から住民の生命・財産などを守り、豊かで住みよい地域社会を形成することは、町村の基本的な政策課題である。よって、国は関連諸施策を総合的に推進するとともに、強力な支援措置を講じられたい。

五、保育対策の充実

わが国においては、近年の著しい少子化の中で、子ども同士のふれあいの減少などにより、子どもの自主性、社会性が育ちにくく、また、社会保障費用にかかる現役世代の負担の増大、社会の活力の低下等への影響が懸念される状況にある。このため子ども自身が健やかに育っていきける社会、子どもを安心して生み育て



自民党村岡総務会長（中央）と左から宇都宮副会長・山本会長・佐々木副会長・渡辺事務総長

ることのできる環境づくり等の強力な推進が求められており、国は子育て支援のための対策を総合的、計画的かつ緊急に推進することが必要である。よって、国は次の事項を実現されたい。
一、新エンゼルプランの着実な実施をはかること。
二、保育所運営費の基準の改善をはかることともに、特別保育にかかる財政措置を充実すること。

六、介護保険制度の円滑な実施

高齢化が著しく進行する我が国において、高齢者介護は現下の最大の課題であり、国、都道府県、市町村が一丸となって取り組むことが何よりも重要である。こうした中、介護保険制度が本年四月から施行され、町村においては高齢者に対する必要



自民党竹本地方自治関係団体委員長（右）と左から宇都宮副会長・西田副会長・佐々木副会長・山本会長

かつ十分な介護の提供に懸命の努力を傾注しているところである。しかしながら、今なお解決すべき課題が山積している。同制度を円滑かつ安定的に運営するためには、町村の意見を尊重することはもとより、国、都道府県がその役割を十分に果たすことが必要である。よって、国は次の事項を実現されたい。

一、保険料について
（一）低所得者に対する保険料については、減免措置を講じるとともに、同措置にかかる国、都道府県による財政補填制度を創設すること。
また、保険者の責に帰さない事由により高額な保険料となる場合については、実態に即した適切な措置を講じること。
（二）事務の効率化のため、第一号保険料にかかる特別徴収の対象範囲を

拡大すること。
（三）介護保険料の上乗せ賦課に伴う、国民健康保険の収納低下により生じる歳入欠陥については、全額国費により補填すること。
二、財政調整について
（一）国の負担二五%のうち五%が調整財源とされているが、調整財源については二五%の外枠とし、必要額を措置すること。
（二）財政安定化基金にかかる財源は、国および都道府県の負担とすること。
三、要介護認定更新の際、状態に変化が生じていない者については、認定期間の有効期限を延長する等手続きの簡素化を図ること。
四、介護報酬の特別地域加算に係る影響額については、利用者負担を含め財政措置を講じること。
五、家族介護に対する評価について
（一）町村においては家族介護に依存する度合いが高いという現状に鑑み、現金給付の制度化を含め、支援策を充実すること。
（二）同居家族に対する訪問介護に係る基準について、時間規制の二分の一要件は削除すること。
六、市町村介護保険事業計画に基づき、介護サービスが適切に提供できるように、介護基盤整備については、人材の育成・確保等にかかる支援策を含め十分な財政措置を講じること。
七、市町村における介護保険の事務の執行については、十分な財政措置を講じること。

活 動

八、訪問通所および短期入所サービスの支給限度額一本化のシステム改修費用については、過重な負担とならないよう十分な財政措置を講じること。

七、国民健康保険制度の充実強化

国民健康保険制度は、被用者保険に比べ低所得者層が多く、さらに老人加入率が高い等その構造的な体質のため、財政的に脆弱であるうえに、医療費の増高等により保険料(税)の負担および一般会計からの繰入れはすでに限界に達しており、永年に亘る負担により、町村における各種福祉施策の推進を大きく阻害している。

よって、国は次の事項を実現されたい。

一、各種医療保険制度間における負担と給付の公平化をはかるため、医



自治省嶋津財政局長(中央)と左から河野常任理事・安井監事・塚田常任理事・藤本監事

療保険制度の一本化を早急に実現すること。

また、一本化にあたっては、国、地方団体、民間等の役割分担を明確にし、保健、医療、福祉の諸制度が相互に連携し合い、一貫した運用ができる制度を確立すること。

なお、一本化が実現するまでの間、制度の維持運営に支障をきたさないよう、国庫負担の拡充等十分な財政措置を講じること。

二、老人医療対策の充実強化

(一) 老人医療費に対する国の負担割合を拡充すること。

(二) 老人医療費拠出金の算定にかかると老人加入率の上限を撤廃すること。

また、退職者にかかる老人医療費拠出金の全額を退職者医療制度で負担すること。

(三) 老人保健事業にかかる財政措置



自治省石井税務局長(左)と左から河野常任理事・伊藤常任理事・藤本監事・塚田常任理事

を充実すること。

三、慢性期医療等に対する包括払いの積極的な活用等診療報酬制度を見直すとともに、薬価基準制度を抜本的に改正すること。

四、国保財政の健全化および保険料(税)負担の平準化に資するため、新たな国庫負担措置を講じること。

なお、国保財政安定化支援事業については引き続き措置すること。

八、農業の振興と活力ある農山村の建設

一、「食料・農業・農村基本計画」において示された食料自給率の目標を確実に達成するため米の計画的生産および麦・大豆・飼料作物等の本格的生産の定着・拡大をはかる施策を強化すること。

二、米穀の需給と稲作経営の安定を図るため「緊急総合米対策」を着実



坂口厚生大臣(中央)と左から菊池常任理事・富永常任理事・野中常任理事・八木常任理事

に実施すること。

三、農山村地域活性化対策の拡充と生活文化環境基盤の整備を促進すること。

四、地域における少子・高齢化が著しく進行しているため、意欲ある担い手の確保・育成と新規参入を促進するため農業就業者の所得の確保、社会保障、年金等の身分保障制度を確立すること。

五、WTO農業交渉に当たっては、農業の有する多面的機能や食料安全保障の重要性に配慮した新たな国際ルールの実現および国内の農業経営に著しい影響のある場合、輸入調整措置が実施できるものとする。

また、現行の関税水準の維持およびミニマム・アクセス米の見直しに努めること。

九、森林・林業対策の推進

一、森林の有する国土保全、水資源かん養等公益的機能の持続的発揮、安定した森林の管理・経営システムを構築するとともに、山村地域の活性化をはかるため、新たな林業基本法を制定すること。

二、地域林業の振興のため、担い手の確保・育成対策の強化をはかるとともに、安定的に施業・経営を行える者への森林管理の集約化を推進すること。

三、国産材の需要拡大をはかるためには、良質で安定した木材製品の供給が必要であり、木材乾燥施設の整備を促進すること。

四、放置森林の拡大に対処し、地域

活 動



榊屋厚生総括政務次官（中央）と左から菊池常任理事・富永常任理事・野中常任理事・八木常任理事

で取り組む森林の管理を支援するため、森林・林業分野における直接支払制度を導入すること。
五、林産物に関するWTO交渉においては、関税の引き下げ等は行わないこと。

一〇、水産業対策の充実

一、わが国の水産業は、担い手の減少、高齢化の進行がやまず、漁村の活力の低下を招いている。このため、わが国周辺水域の水産資源を適切に管理するとともに水産業の振興と漁村地域の活性化をはかる水産基本法を速やかに制定すること。
二、漁業の活性化をはかり、水産物の供給を将来にわたって安定的に担い得る体制の確立をはかるため、漁家出身者以外も含め、意欲と能力のある経営体の育成に努めること。
三、漁業地域の活性化をはかり、漁



谷津農林水産大臣（中央）と左から関根常任理事・江原常任理事

業者の地域定着を促進するため、漁港漁村整備と沿岸漁場整備を一体的に実施し、生活の場と生産の場を同時、一体的に整備・改善する施策を確立すること。
四、わが国の水産業の安定と発展に支障が生じることのないよう、次期WTO交渉においては、輸入水産物について、関税の引き下げ、非関税措置の撤廃等が行われることのないようにすること。

一一、生活環境施設の整備促進

国民が真に豊かさを実感できる住みやすい地域社会をつくるため、生活環境の整備対策を強力に実施する必要がある。
よって、国は次の事項を実現されたい。

一、道路整備五箇年計画の着実な実施をはかるとともに、整備が立ち遅

れている町村道の整備を重点的に推進できるよう配慮すること。

（道路実延長のうち、八四、二％を占める市町村道の改良率は五〇、六％、舗装率は一六、六％）

二、第八次下水道整備七箇年計画の着実な実施をはかること。また、著しく整備が立ち遅れている町村の下水道整備を重点的に推進するとともに、下水道整備にかかる財政措置を充実すること。

（普及率 全国ベース 六〇％、五万人未満の市町村 二四％）

また、農業集落排水事業、漁業集落環境整備事業および合併処理浄化槽設置整備事業については、町村が必要とする事業量を確保するとともに、財政措置を充実すること。

三、第八次廃棄物処理施設整備七箇年計画の着実な実施をはかるとともに、整備が立ち遅れている町村の谷



田中農林水産総括政務次官（中央）と関根常任理事・江原常任理事

津農林水産大臣（中央）と左から関根常任理事・江原常任理事廃棄物処理施設および焼却灰溶融化施設整備を重点的に推進すること。

四、ダイオキシン類の発生を未然に防止するため廃棄物処理にかかる抜本的な対策を推進すること。特に、小規模施設における発生防止技術を確認するとともに、廃棄物焼却施設における焼却灰や周辺土壌の無害化処理技術の開発等、試験研究を拡充強化すること。

また、一般廃棄物処理施設のダイオキシン類の排出削減対策および環境影響等の実態調査にかかる財政措置を充実すること。特に、既存施設の改造等については、十分な財政措置を講ずること。

五、国・製造業者の責任を強化するとともに特に、製造業者が製品のリサイクル性の向上や廃棄物の量の削減に取り組むよう強力に指導を行うこと。

六、低コストのリサイクル技術の開発、リサイクル製品の流通体制の確立と需要の拡大等総合的な廃棄物再生利用対策を強力に推進すること。

七、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」容器包装リサイクル法の運用にあたっては、ストックヤード等施設整備および収集・運搬にかかる必要経費について財政支援措置を充実するなど町村が積極的に取組めるよう配慮すること。

政 策

行政改革大綱決まる

政府は十二月一日の閣議で二十一世紀の行政の在り方の指針を示した「行政改革大綱」を決定した。同大綱では、①特殊法人改革②公務員制度の抜本的改革③地方分権の推進④規制改革の推進などを柱としており、市町村合併については与党行政改革推進協議会における「市町村合併後の自治体数を一、〇〇〇を目標とする」という方針を踏まえて自主的な市町村合併を推進するため住民投票の制度化等を盛り込んでいる。

政府は、一月六日の中央省庁再編スタート時に首相を本部長とする新たな「行政改革推進本部」を設置、二〇〇五年までに集中的・計画的に行革を実施する方針である。同大綱の概要は次のとおりである。

前 文

○二十一世紀の我が国経済社会を自律的な個人を基礎とした、より自由かつ公正なものとするため、新たな行政システムを構築

○新たな府省体制を確立し、中央省庁等改革の成果を確保

○国・地方を通じた行政の在り方について、①新たな時代の要請に対応できる総合性、機動性を備えた行政、②国民の主体性と自己責任を尊重した簡素かつ効率的な行政、③国民に開かれた透明性の高い行政、④国民本位の質の高い行政サービスの実現を目指す。

○平成十七年(二〇〇五年)までを一つの目途に集中的・計画的に行革改革を実施

○併せて司法制度改革を推進

I 行政の組織・制度の抜本改革

一 特殊法人等の改革

(1) 事業及び組織形態の見直し

○特殊法人等の事業が現在及び将来にわたる国民負担又は事業独占等の特別の地位に基づいて実施されていること等にかんがみ、すべての特殊法人等の事業及び組織の全般について、内外の社会経済情勢の変化を踏まえ抜本的見直し

○推進体制を整備した上、平成十三年度中に、各特殊法人等について、廃止、整理縮小・合理化、民営化、独立行政法人化等その事業及び組織形態について講ずべき措置を内容とする「特殊法人等整理合理化計画」を策定。遅くとも十七年度末までに法制上の措置その他の必要な措置を講ずる。

○累次の閣議決定事項等について二年中にフォローアップを行ない、その結果を公表。また、特殊法人等の業務の一層のコスト削減に努める。

(2) 財政負担、財政投融资の縮減・合理化

○特殊法人等への政府の財政支援の抜本的見直し

・特殊法人等の事業及び組織形態の見直し等を通じ、補助金等を整理合理化

・財投の見直し(縮減・重点化、財投機関債発行機関の拡充、政策コスト分析の充実・公表)

(3) 経営評価・情報公開システムの確立

○独立行政法人・特殊法人・認可法人の情報公開に係る法案を次期通常国会に提出

○事業、業務運営等の評価の実施、結果等の公表

○財政制度審議会において企業会計原則に則った財務諸表の作成を検討し、一年を目途に結論

(4) 給与・退職金・人事の適正化

○役員給与・退職金について法人の事業・組織の見直し等を通じ、民間・公務員との均衡等に留意しつつ十三年度に所要の調整。各法人が定めた給与・退職金の支給基準の公表。また、役職員の定数・定員の縮減を図る。

○中央官庁からの再就職の安易な受

け皿とならないよう、役員人事に関する累次の閣議決定を厳守するとともに、特殊法人等相互間の「わたり」についても厳に抑制

二 国家公務員、地方公務員制度の抜本的改革

○政治主導の下、公務員制度を抜本的改革

○身分保障に安住することのないよう、公務員が持てる能力を最大限に発揮し、強い使命感を持って諸課題に挑戦することにより国民の信頼を確保

(1) 公務員への信賞必罰の人事制度の実現

○年功序列的昇進や処遇を改め、成果主義・能力主義に基づく信賞必罰の人事制度の原則の明確化など国家公務員法、地方公務員法等を見直し。その際、各主任大臣が管理責任を負い、人事院は事後的チェック機能に当たるとの役割分担を確立。

○人事評価システムの整備とともに、採用試験区分に基づく硬直的な人材登用を改める。

○女性の積極的登用、中途採用の活用、社会奉仕活動の評価など多様な人材を確保

(2) 再就職に関する合理的かつ厳格な規制

○再就職に関する合理的かつ厳格な規制の導入。省庁間による再就職を主任大臣が直接承認、公表。再就職後の新たな行為規制を導

政 策

入。また、海外研修直後の退職に関する規制措置を講ずる。

○ 数次にわたる高額の役員退職金・報酬を受け取ることがないよう特殊法人等の役員定年制を設けるほか、役員出向制度の創設等の適正化のための措置を講ずる。

○ 定年延長・早期退職勧奨の是正措置を考慮の上、長期勤続者が過度に有利となる退職手当制度を改め、あるいは官民年金制度の相違解消を検討。

(3) 官官、官民間の人材交流の促進
○ 企画立案に関するポストを中心に、外部（民間、他省等）から一定数以上の任用を積極的に推進
○ 司法改革と連動しつつ、隣接領域との人材の流動性を確保。

(4) 大臣のスタッフの充実と政策目標の明示
○ 政策目標達成のため、官房審議官制の活用、任期付職員の採用等により、大臣スタッフを当該行政機関外からも実際に登用。

(5) 中央人事行政機関等による事前規制型組織・人事管理システムの抜本的転換
○ 中央人事行政機関等が、事前かつ個別詳細の各組織の定数給与、機構・定員をチェックする仕組みを見直し、総人件費・総定員の枠内で各主任大臣が組織・人事制度を設計・運用するシステムとする。

中央人事行政機関等は、予め基準

を定めるとともにその遵守をチェックすることとする。

(6) 法令・予算の企画立案と執行の分離
○ 各主任大臣は自主的に人事面、業務面、組織面における企画立案と執行の分離を進める。

○ 執行事務について独立行政法人化を進め、外部委任等を活用。

(7) その他
○ 上記の内容に従い、「中央省庁等改革の推進に関する方針」の具体化を進める。

三、行政評価システムの導入

(1) 政策評価制度の円滑な実施
○ 政策評価の実施指針となる標準的ガイドラインを十三年一月に決定・公表。

○ 政策評価を担当する人材の養成、民間専門家の採用などによる要員の確保、評価手法の調査研究の推進等を図る。

(2) 政策評価制度の法制化と法案の国会提出
○ 「政策評価制度の法制化に関する研究会」における検討を踏まえながら成案を得て、所要の法律案を次期通常国会に提出

四、会計の見直し・改善
(1) 「国の貸借対照表」（試案）の改善等
○ 一般会計・特別会計を連結した国

の貸借対照表」（試案）の有意性・有効性をさらに検討し引き続き評価・改善

○ 特別会計に関し、特殊法人との連結をも含めた「公的サービスコスト負担計算書」等についても同様の評価・改善

(2) 特殊法人等の会計処理
○ 独立行政法人について「行政サービス実施コスト計算書」が作成されることとなっていること等にかんがみ、特殊法人等の会計処理を見直し

(3) 独立行政法人の外部監査
○ 外部監査を受けなければならない独立行政法人の範囲について、平成十二年五月の通則政令の実施状況を見つつ、必要に応じて見直し

五、公益法人に対する行政の関与の在り方の改革
(1) 委託等、推薦等に係る事務・事業の見直し
○ 国から公益法人が委託等、推薦等を受けている検査・認定・資格付与等について厳しく見直した上で、国の関与が必要なものについては国又は独立行政法人への事務移管、これ以外のものについては国の関与を廃止

(2) 財政負担の縮減・合理化
○ 公益法人が、国からの補助金等を更に分配・交付するものは、当該補助金等を整理・統合の上、国又

は独立行政法人が分配・交付を行う。

○ 公益法人の総収入に対し、国からの補助金等が大部分を占めるものについては、必要性等について厳しく精査を行い、当該事務・事業を整理の上、国又は独立行政法人が事務・事業を行う。

○ 補助金等における役員報酬に係る助成の廃止。

(3) 措置期限・経過措置等

○ 上記諸改革は、十三年度末を目途に実施計画を策定の上、十七年度末までの早期に実行。それまでの間は既往閣議決定の徹底を図る。

○ 国からの委託等、推薦等又は補助金等に係る事業内容の公開・外部からの業績評価を実施。指定法人の情報公開、会計基準の改善、役員報酬に対する措置等を検討。

(4) 地方公益法人に係る措置
○ 上記と同様の措置を地方公共団体に要請するとともに、国の公益法人改革を踏まえて地方交付税措置を見直し

II 地方分権の推進

(1) 市町村合併の推進

○ 与党行財政改革推進協議会における「市町村合併後の自治体数を一〇〇を目標とする」という方針を踏まえて、自主的な市町村合併を積極的に推進。

○ 十三年度予算における財政支援、

政 策

(3) 国庫補助負担金の整理合理化

合併支援体制の整備、住民発議制度の拡充、交付税措置等財政上の措置など合併促進のための行財政措置の充実に図る。

○市町村合併の推進に地域住民の意思を反映させる仕組みとして住民投票制度を制度化。このための合併特例法改正案を次期常会に提出すべく諸般の準備を進める。

(2) 国と地方の役割分担の在り方と地方税財源の充実確保

○国と地方の役割分担に心じた国庫補助負担金の整理合理化、国の事務事業の移譲等の推進

○地方の歳出規模と地方税収入との乖離をできるだけ縮小するという観点に立つて、課税自主権を尊重しつつ、地方税の充実確保を図る必要からの、税収の安定性を備えた地方税体系の構築を推進

○地方税財源の充実確保については、地方公共団体の財政面における自己決定権と自己責任の拡充を基本とする。これに当たっては、国庫補助負担金や地方交付税を含めた国・地方を通ずる行財政制度のあり方を見直し、改革することが必要。国と地方の役割分担を踏まえつつ、今後景気が本格的な回復軌道に乗った段階において、国と地方の税源配分の在り方についての検討は国・地方を通ずる財政構造改革の議論の一環として取り組む。

(4) 第三セクター、地方公社、地方公営企業等の改革

○国庫補助負担金について「地方分権推進計画」等を踏まえ、制度改正を含め施策・事業そのものの見直し等により整理合理化を推進(十三年度は「その他補助金等」を一割削減)

○「中央省庁等改革基本法」、「第二次地方分権推進計画」等を踏まえ、統合補助金の一層の拡充を図る。

(4) 第三セクター、地方公社、地方公営企業等の改革

○第三セクター等について、経営状況の実態調査、経営基盤強化のための計画策定の要請等、経営改善のための積極的な取組を促進

○国における独立行政法人化の実施状況等を踏まえて、独立行政法人制度の地方への導入を検討

(5) 地方行革

○事務・事業の見直し、組織・機構の簡素合理化、定員モデル等を参考にした定員管理、給与の適正化等を要請。先進的な取組事例の紹介。地方公共団体の行政評価への取組を促進。

(6) 国と地方との間の人事交流

○国・地方関係が対等・協力であるとの趣旨を踏まえ、いやくも批判を招くこのないよう特定ポストに特定省庁からの出向者が長期間続くことによる弊害への配慮、管理職として出向する職員の高齢年数への配慮等の措置を一層強力に講ずる。

III 規制改革の推進

(1) 新たな三か年計画の策定

○新たな規制改革推進三か年計画を規制改革委員会の見解、「経済構造の変革と創造のための行動計画」、「IT国家戦略」等を踏まえ十二年度末までに策定

○その際、次の分野を始め、各分野の規制改革の推進に積極的に取り組むとともに、競争政策の積極的な展開を図る。また、例えば自動車、乳製品等に対する国民の不安、疑念の蔓延状況にかんがみ、特に国民の安全を確保する見地かち、企業における自己責任体制を確立し、情報公開の徹底を図る。

の能力・適正に応じて多様な教育を受けられるよう改革に取り組む。

・環境：環境への負荷の少ない循環型社会の形成を促進。また、持続的発展の可能な社会構築の観点からの取組を進める。

・競争政策：独占禁止法等の運用の明確化、執行力の強化等により競争政策の推進を図る。

・民事・刑事の基本法制：社会経済構造の変革と事後監視型社会への転換に対応して国民や企業の経済活動にかかわる基本法について抜本的に見直し、法整備を平成十七年度を目途に完成。

(2) 電気通信事業における競争政策の在り方

○電気通信事業における競争政策の在り方については、NTTの在り方も含め、電気通信審議会の審議結果等を踏まえ、法改正を含む所要の措置を講ずる。

(3) 新たな規制改革推進体制

○経済社会の構造改革の視点も含め幅広い規制改革を推進するため、新たな審議機関の内閣府への設置を検討

IV 行政事務の電子化等電子政府の実現

(1) 国民、企業と行政との間の情報

○十五年度までに申請・度出等手続約一万件をインターネット等によ

・医療・福祉：医療の持つ特性を踏まえた上で、医療機関相互の競争促進による医療サービスの質の向上と効率化が図られるよう検討する。また、福祉については、多様な事業者の参入、規制緩和等を進める。

・雇用・労働：経済社会の構造変化や労働者の働き方、就労意識の多様化に対応した規制改革に取り組む。

・教育：少子・高齢化、情報化グローバル化等の時代の流れを的確に捉え、児童・生徒が自ら

政 策

るオンライン化。十三年夏までに新たなアクションプランを策定。
 ○ 行政手続等に関する総合窓口システムを整備するとともに、輸出入及び港湾諸手続などのワンストップサービスの推進。

○ 政府調達手続について非公共事業は十五年度、公共事業（国土交通省）は十六年度までに電子化を図る（十三年度一部実施）。

○ 国税、年金等国庫金事務の電子化を推進（国税申告等手続は十五年度から一部税目についてインターネットによる申告を可能とする。）

(2) 行政の事務・事業の情報化
 ○ 十四年度までに各省庁内部事務の過半をペーパーレス化
 ○ 行政機関内の各種情報の積極的データベース化。原則として、国民、企業へのオープン化を図る。

(3) 情報セキュリティ対策その他の環境整備
 ○ 十二年中に策定する情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティ対策の一層の充実・強化
 ○ 身近な場所に端末機器を配備して行政手続の電子的サービスを提供したり、誰もが使いやすい機器等の改善。

(4) 地方公共団体における行政情報化の推進
 ○ 地方公共団体を相互に接続する総合行政ネットワークを十五年度末

で構築するよう要請。また、速やかに霞が関WANとの接続を図る。

V 中央省庁等改革の的確な実施

一 省庁再編のメリット発揮等

(1) 運営・施策の融合化方針（当面の具体的措置は別途公表）
 ○ 交通ネットワークから居住環境整備までを対象とした国土の適正な整備・管理。交通施設、交通サービスが一体となった総合的な交通体系の整備。社会資本の整合的、効率的整備の推進（国土交通省）

○ 明るい活力ある高齢社会実現のための年金、雇用対策、生きがい対策をあわせた施策の展開。育児休業制度、保育対策など、家庭、地域、職場を総合的に捉えた少子化対策の推進。障害者の福祉施策と雇用施策を一体的に推進（厚生労働省）

○ 社会保険・労働保険の保険料徴収事務の一元化に向けて事務処理の見直しを逐次実施。法律改正事項についても検討を進め、所要の措置を実施（同）

○ 基礎から応用・開発に至る研究開発の一体的推進。教育と科学技術の融合による創造的な人材育成。産学官連携等科学技術施策と学術施策との一体的推進（文部科学省）

○ 国・地方を通じた行政制度整備、行政改革の推進。電子政府・電子自治体の構築（総務省）
 ○ 国民の利便に直結するワンストップ

サービスの推進（同）

(2) 郵政事業

○ 十五年中に郵政公社を設立するため、所要の法律案を平成十四年の通常国会に提出
 ○ 郵便事業への民間事業者の参入については郵政公社化に併せて実現

二 行政の組織・事務の減量・効率化

○ 「減量・効率化計画」等に基づく行政組織等の減量・効率化の着実な実施
 ○ 独立行政法人化に向けた具体的措置

・ 自動車検査（検査場検査）は平成十四年九月に独立行政法人に移行
 ・ 国立大学及び大学共同利用機関等の独立行政法人化については、平成十三年度中に有識者等による専門的な調査検討の結果を整備する

・ その他減量化効率化計画に基づき独立行政法人への移行が定められた事務事業等の円滑な移行を進めるほか、同計画で検討を進めることとされた事務事業を始めその他の事務事業について引き続き検討を進める。

○ 実施方針の雛型の早期提示等PFI事業の具体化及び今後の積極的活用に向けた取組を推進
 ○ 民間と競合する公的施設について十三年度予算編成過程等で厳しく

対処

VI 既往閣議決定等の推進

VII 今後における行政改革の推進体制

○ 本大綱の集中的実施のため、内閣総理大臣を本部長とする新たな行政改革推進本部を設置

職員のための共済制度

- 住宅火災共済■
 わずか70円(年額)の掛金で10万円を補償します。
- 自動車共済■
 普通自動車が、わずか31,000円(年額)の掛金で、対人無制限・対物1,000万円の賠償額がてん補されます。
 全国町村職員生活協同組合

●町村週報の購読●

「町村週報」の購読を希望される方は、八ガキに住所、氏名、職業、電話番号をお書きのうえ、全国町村会広報部へお申し込みください。年間一部千五百円。料金は請求書をお送りしてから折返し御送金ください。〒100-0001 四東京都千代田区永田町1-11-35 全国町村会広報部

歳出抑制策で議員と 福島県
管理職の給与削減 泉崎町

村議会は、一般会計の歳出抑制策として退職に伴う職員補充を凍結するとともに、特別職・議員の報酬を一〇%、課長以上の管理職の給与を八〜一〇%、それ以外の職員給与を五%それぞれ削減し、それによって工業団地造成事業特別会計の赤字を補てんするなど、今年度から五年間で赤字解消を目指す自主的財政再建計画案を採択した。

産業廃棄物不法投棄 群馬県
監視のバトロール 富士見村

赤城山中腹に位置する村は、道路整備が進んだことに伴い産業廃棄物の不法投棄が増えていることから、県内初の「廃棄物監視員設置条例」を施行し、村長が任命した監視員二人が週三日、不法投棄されやすい場所等をバトロールしている。

主婦や農業・自営業者を 千葉県
介護保険相談員に委嘱 白子町

町は、高齢者が介護保険制度について身近な人に気軽に相談ができるよう、主婦や農業、自営業者など九十六人を介護保険相談員に委嘱し、研修会や勉強会で介護保険制度に習熟してもらい、高齢者からの相談に対応していく体制を整えた。

親子で農業体験をする 山梨県
「農業小学校」の開設 増穂町

町教育委員会は、自然と触れ合いながら親子のきずなを深め

てもらおうと、町内の小学生とその親二十組を対象に、一年間通じて親子で農業を体験する「農業小学校」を開設し、地元農家の指導のもと、町が用意した農地でサツマイモやナス、トマト等の農作物を育てている。

複合施設 新潟県
「うみでらす名立」を開設 名立町

観光客を増やし、地域活性化を図っていくため、町は北陸自動車道四車線化工事で出た残土を活用し名立谷浜インターチェンジ近くの海岸を埋め立てて、「食べる、くつろぐ、遊ぶ」をテーマにしたプール・温浴施設・物産館などの複合施設「うみでらす名立」を開設した。

ゼネラルマネージャー 福井県
全国公募の三セクを設立 三方町

町の農林水産物を全国に広めるため、町と三方五湖農業協同組合は共同出資して、特産物の企画・販売や農作業の代行、体験農園の企画、飲食・宿泊施設の経営などの経営全般を担うゼネラルマネージャーを全国公募した第三セクター「エコファームみかた」を設立した。

「杉原千畝記念館」開設 岐阜県
八百津町

町は、第二次大戦中にナチス・ドイツの迫害から逃れるためトアニアの日本領事館に集まった約六千人のユダヤ人に、日本の通過ビザを独断で発行し、多数のユダヤ人を救った町出身の外交官、杉原千畝(ちうね)氏の業績を紹介する総ヒノキ造り

の「杉原千畝記念館」を、人道の丘公園内に開館した。

家庭用廃油を精製し 愛知県
ディーゼル車の燃料に 一色町

町は、廃油による水質汚濁や軽油燃料による大気汚染への対策として、家庭から出たてんぶら油などの廃油を回収して精製し、町役場で使用しているバス、トラック、消防車などのディーゼル車の燃料に活用していく計画を進めている。

行政改革で 三重県
新たな住民サービス 二見町

行政改革検討委員会で行革や新たな住民サービスを検討している町は、税務課でしか取得できなかった納税・課税・所得・評価の各証明書が住民課でも取得でき、逆に住民課が混雑していたら、税務課で住民課所管の住民票と印鑑証明の交付が受けられるサービスを始めた。

地域活性化に向け 香川県
二つの委員会を設置 高瀬町

町は、地域活性化に向け町長のブレインとして自由な発想でまちづくりを提案してもらったをメンバーに長期的な視野でまちづくりについて提言する町づくり委員会と、具体的な施策を検討する係長以下職員による企画委員会を設置した。

「子育て支援特別 福岡県
手当条例」の制定 大木町

少子化対策の一環として町は、町内に一年以上在住している世帯を対象に、第三子以降に

誕生祝い金として二十万円を支給し、さらに、第四子以降が小学校在学中は毎月一萬円の養育手当を支給する「子育て支援特別手当条例」を制定した。

スケートボード専用の 佐賀県
遊技場を整備 有田町

町内コミュニティ広場での少年などのスケートボード遊びに対し、騒音やマナーが悪いことへの苦情が寄せられていた町では、利用者の少年たちに愛好会の設立を呼びかけ、規約を設けて自主管理を求めるとともに、別の公園敷地内に専用の遊技場を整備することにした。

町長室に町民からの 長崎県
直通ファックス設置 長与町

少子・高齢化対策や市町村合併、財政運営など、早急に取り組まなければならない課題に対し、町民の率直で建設的な提言を求め、開かれた町政を目指すため、町は町長室に町民からの意見等を受ける直通ファックスを設置した。

ごみ処理経費抑制の 鹿児島県
ため再資源化を徹底 川辺町

年々増加するごみ処理経費を抑えていくことをねらいに、町は町内全域でごみの十七種類の分別回収を実施しており、約五十世帯に一か所の割合で資源ごみステーションを設置し、再資源化できるごみを細分化してリサイクルを図り、燃えるごみの減量を目指している。

随 想

古稀の果実



川 県
お 尾 町 長
香 仁 山 地 宏

随 想

例年の明けましておめでとうの語感とは、新鮮さ、期待感において、遙かに趣を異にする元旦。

二十一世紀第一歩の新年を迎えた感慨によるものであろう。

自然環境を保全し、すべての人達が住みなれた地で、良き伝統や文化に包まれて、その生涯を通じ、家族や近隣、地域の人達と共に、健康で明るく、苦楽を分かち合いながら、心豊かに安心して暮らせる新世紀であつて欲しいと祈らずにはおられない。

巳の年男の私にとつて、とりわけ、その想いは大きい。加えて町村週報正月に随想の寄稿をという巡り合わせの幸せ、だが事に及んで文才なきを憂うばかり、そこで自ら切り拓いてきた道、歩みきた道、それらの道から得た果実などの一端を記すこととした。

少年期。身内の集いのたび、よく私の生い立ちが話題とされていた。それは三歳ころ、ジフテリア菌に冒されて、生死をさ迷い、名医にも、も早や施す術なしと宣告されてた。空腹が指さした仏壇の薄皮まんじゅう、どうせ助からぬ命ならばとの母心から、口にし、非常の生命力が、のどの病魔をも一緒に飲み込み、見限られていた命を拾つたという。ために発育は遅れ、子ども時代、背丈順びりの貧弱少年であつた。しかも肝心な

成長期の中学生時代は、進級ごとに戦況が悪化し続け、学業も生活も、苦難の道であつたが、これに耐え抜いて、不屈の精神と体力は、なお更に強くなった。拾つた命と過ぎし春秋に懐しい追憶が走る。

閑話休題

検察庁勤務三十六年余の道。誠

実に職務を遂行した過程で、様々な知識を得、また真実の追究、物事の分析、判断能力などを体得した長年の通勤に伴う健康管理、体力保持の成果が、いきなりの転身にもかかわらず、今日の職責遂行を支える支柱の一つとなつてい

る。自然景観を保全し、住む男性が、さわやかな笑顔、女性が、にこやかな笑顔、子ども達が、夢多い笑顔の人づくりと豊かな魅力ある町づくり、信頼と協調の町政推進を心掛け、献身努力重ねきた十二年余の道。その成果を問われては、なお、じくじたるものがあるが、それは加わる様々な外的要因の多過ぎる事にもある。

国内外の諸情勢の激変、競争経済のすさまじさ、技術革新、深刻化する少子・高齢、家庭機能の低下、価値観の大きな変化、多様な情報の高度化等々に、お互いがほんろつされてきた時代でもあつた。

そんな中であつても、町長として、自治体の姿かたちを代表するにふさわしい知性や品格も備えていなくてはならず、人間として、首長として、今、いかにあるべきか、子孫に対し何をなすべきか、自問自答の歩みを進めている。お

さらなる住民参加の新世紀。お

互いが人権を尊重し、連帯感や豊かな心、良き地域社会づくりへの意識改革、実践への情熱のない限り、いくら為政に励んでも、善政の実現は容易ではない。

幸い数多くの方々のご指導ご協力、また、自らの努力が報われて、町政の円滑な運営や諸事業の完遂に喜びや満足感格別のときもあれば、他方、敬愛の人、親交深くした人との永遠の惜別に無常の思い。このところ、人生達観の境地にあつて、首長としての感慨を色濃くしながら歩んでいる。

顧みて、為政の成果の根源には、物ほどほどに心豊かさこそ肝要、他人は鏡と我を教えた父、そして仏典にいう無財の七施、天心無私を座右の銘に、自己に忠実、ひたすら誠心誠意ことに当たり、毅然として職責を遂行し得た抜群の元氣さがあると自負しているが、内助の功以上に支えてくれた家内に、感謝しなければなりません。拾つた命、じ来、付録人生は古稀。病歴もなく、また公私にわたり屋外行事が雨に阻害された事もない天気男、これも大きな果実。

情 報

政策リーダー

政策リーダー

医療保険制度改革関連法成立

医療保険制度改革関連法案が去る十一月三十日、第一五〇回臨時国会で成立した。

今回の制度改革は医療保険制度抜本改革の第一歩とされるもので、老人医療については定率一割負担が導入され、①外来一部負担金は、二百床以下の病院が月額上限三、〇〇〇円、以上の場合は同五、〇〇〇円とされている。ただし、診療所については、月四回を上限に八〇〇円/日の負担を選択可能としている。また、②入院一部負担金については、医療機関ごとに三七、二〇〇円を月額上限とし、低所得(住民税非課税)世帯に属する高齢者については二四、六〇〇円、老齢福祉年金受給者一五、〇〇〇円、長期特定疾病患者一〇、〇〇〇円としている。

次に、高額療養費については、①低所得者は三五、四〇〇円、②一般は六三、六〇〇円、③上位所得者新規・月収五六万円以上)は一、二一、八〇〇円を定額とした上で、一般及び上位所得者の自己負担限度額は定額部分に一定の医療費を超えた部分の1%を加算した額としている。このほか、①老人の薬剤一部負担については廃止、若人については平成十四年度より財源を確保した上で廃止する。②入院時の食事負担については七八〇円とする。③介護保険料率を一般保険料率の外枠とする。④育児休業期間中の保険料について、事業主負担分も免除する等とされ、平成十三年一月より施行される。

「地方公共団体と郵便局の協力体制のあり方」についての研究会・中間とりまとめまとまる

「地方公共団体と郵便局の協力体制のあり方」についての研究会は、十二月十三日、これまでの審議を踏まえ、中間とりまとめを発表した。同研究会は、地方公共団体と地域の郵便局の協力により、住民サービスをより効率的に提供できる手法などを検討し、もって国・地方を通ずる行政の効率化に資することを目的として発足したものの。

これによると、地方公共団体と郵便局の連携のあり方について、自治体関係者、住民、郵便局モニターによるニーズ調査を行った結果、①住民票の写し、印鑑登録証明書、納税証明書等の各種証明書の交付②高齢者等への立ち寄り声かけ③図書館の圖書の配送、返送などが高く、逆に戸籍に係る届出や、相談業務等は委託ニーズは低い結果となった。

その上で、地域のニーズにこたえるための方策の検討について、①現行法令の下で、サービスの提供が可能であるもの②郵便局の事務の範囲を規定している法令の改正を要するもの③上記②に加え、地方公共団体の事務を郵便局に委ねることが可能となるような法令の整備を要するものに分類、また、円滑に推進する見地から、①サービスの安定的提供のため、郵政事業のより一層の効率化と経営の安定に努めること②個別制度を所管する省庁など、関係省庁と密接な連携を図ること 以上二点について、留意する必要があるとしている。

農地法の改正案が成立 ―株式会社農地取得が可能に―

農業経営の法人化を推進し、地域農業の活性化を図るため、農地の権利を取得できる法人である農業生産法人の要件を見直すこと等を柱とする農地法の改正案がこのほど成立した。

今回の改正により、農業生産法人の要件は、①定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めのある株式会社を新たに追加する②事業の範囲は、農業(関連事業を含む)に限定せず、主たる事業が農業(関連事業を含む)であればよい③構成員に新たに地方公共団体を追加する④農業(関連事業を含む)に常時従事する役員のうち、農作業に従事する者の割合を全員から過半に緩和する一等と見直しされた。

また、農業生産法人の要件緩和に伴う農地の投機的取得や農外関係者による経営支配などの懸念を払しょくするため、農業生産法人に、毎年、農業委員会への必要事項の報告を義務づけたほか、農業委員会による立ち入り調査や勧告、あつせん等を行うことができるよう措置が講じられた。

そのほか、①農地取得の下限面積要件(北海道二〇、都府県五十ア)について、都道府県知事が独自の面積を定める際の農林水産大臣の承認を廃止する②小作料の定額金納を義務づける規定を廃止する③二〇以下の農地転用許可事務を都道府県の自治事務とする改正もあわせて行われた。なお、国会の審議の中で、五年後を目途に見直しを行うこととする条項が追加された。

都心に生まれたゆとりとやすらぎの空間

くつろぎを最優先にこだわった客室

(室料)
シングル 131室 8,500円より
ツイン 18室 16,000円より
 8~16F
 (2名)

客室は広めでシングル18㎡ 羽毛寝具により心地よい睡眠に配慮いたしております。すべての客室は快適な7階以上の上層階に配され、リラックスしていただくための静かな空間を作り上げました。



シングル

官庁街に近く、最適なロケーションを誇る 全国町村会館。
 一流ホテル(帝国ホテルグループ)との提携による上質なサービスと、味わい豊かな料理、ゆとりのある客室で皆様をおもてなしいたします。



東京での週末・祝日の行事に特別サービス

特別サービスとして

1 宿泊料金を最大20%割引いたします。

(各行事の際に、町村より一括してご宿泊をお申し込みいただいた場合は、すべて会員の特別料金を適用いたします。)

2 地元よりの特産品など、持ち込みは自由です。ご希望により調理もいたします。

ご宴会などのお料理は、ご希望とご予算に応じ、洋食・和食のいずれもご用意いたします。



ホール

- 在京出身者の集いなど 町村主催の各種行事
- 自治大学校などの交友会
- 職員旅行・家族旅行
- 小・中学校の東京での行事参加

東京観光の拠点に最適

土・日・祝日ご宿泊<特別料金>(室料)

シングルA 6,800円(通常料金 8,500円)

ツインA 12,800円(通常料金16,000円)

金曜のご宿泊は通常料金の15%OFFにてご利用いただけます。

東京観光地へのアクセスガイド

- 東京ディズニーランド / 地下鉄永田町駅からJR舞浜駅まで約34分
- 浅草 / 地下鉄赤坂見附駅から浅草駅まで約27分
- 東京タワー / 地下鉄永田町駅から御成門駅まで約25分
- 後楽園遊園地 / 地下鉄永田町駅から後楽園駅まで約10分
- 東京都庁展望室 / 地下鉄赤坂見附駅から新宿駅まで約10分



交通の便利なロケーションで、多勢の人にお集りいただくパーティーなどに最適です。また大小4つのホール・会議室があり幅広い用途にお使いいただけます



[交通案内]

- 有楽町線・半蔵門線・南北線
- 「永田町駅」3番出口徒歩1分
- 丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩5分
- タクシー 東京駅から約20分

[宿泊利用助成券契約市町村職員共済組合等一覧]北海道市町村職員福祉協会・青森県・福島県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・新潟県・富山県・石川県・福井県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県・滋賀県・京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県・鳥取県市町村職員互助会・島根県・鳥根県市町村職員年金者連盟・岡山県・広島県・山口県・高知県・福岡県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県・地方職員共済組合(団体共済部)

ご予約・お問い合わせは **全国町村会館**

TEL:03(3581)0471 FAX:03(3581)0220
 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号